

和歌山県公共測量作業規程の変更について

測量法（昭和24年法律第188号）第34条に定める「作業規程の準則」の改正（平成20年国土交通省告示第413号）にともない、和歌山県公共測量作業規程を変更したので、お知らせします。

なお、和歌山県公共測量作業規程においては、下記の読替規程により「作業規程の準則」を準用します。

和歌山県公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「和歌山県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第13条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。

作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）はこちら（外部サイトを別ウインドウで開きます）

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html>

国土地理院のホームページはこちら（外部サイトを別ウインドウで開きます）

<http://www.gsi.go.jp/>